

(発送日) 2024年6月3日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月3日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2  
**株式会社 西京銀行**  
取締役頭取 松 岡 健

## 第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.saikyobank.co.jp/aboutus/company/stockholders-meeting.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/0000666/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否ご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2024年6月27日 (木曜日) 午前10時
<b>2 場 所</b>	山口県周南市平和通一丁目10番の2 当行本店 5階講堂
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> 第116期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p>
<b>4 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)</b>	<p>(1)書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(3)インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「会計参与に関する事項」「その他」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
  - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2024年6月27日(木曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2024年6月26日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

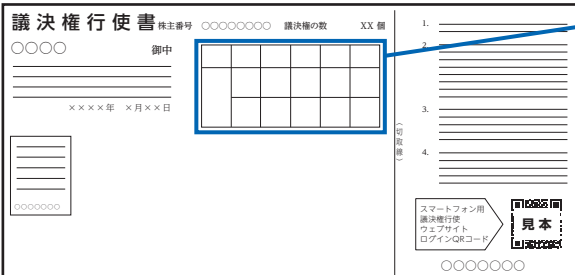
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

2024年6月26日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

×××年 ×月×日


スマートフォン用議決権行使ウェブサイトをダウンロード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案、第3号議案
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

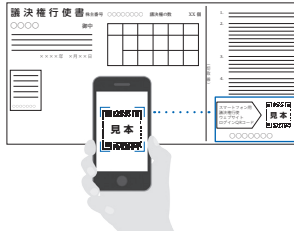
- ・インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

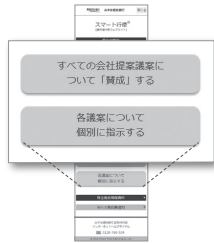
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

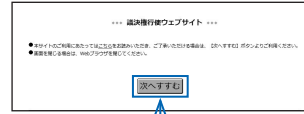
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

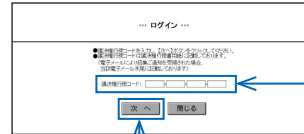
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

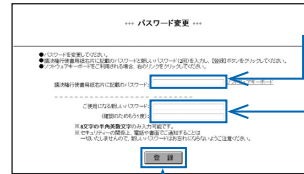
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 株主の皆さまへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび、当行第116期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当行を取り巻く外部環境は、海外経済や資源・原材料価格の高騰に加え、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は地域の課題を解決するための取り組みを一層本格化させています。

具体的には、人口減少等による地域経済や市場の縮小が予想されるなか、新たな成長市場を海外に求める地元事業者さまへのコンサルティングを目的に、「海外進出サポート室」を新設しました。各種セミナーの開催による現地情報の提供や市場調査、視察を行うほか、現地法人の立ち上げから業務提携先現地金融機関の紹介による金融サービスの提供まで、徹底したサポート体制の整備・強化に取り組んでいます。

個人のお客さまに対しては、ご好評いただいている「年金定期預金」や「退職金定期預金」「ACT SAIKYO応援定期預金」の金利上乘せを継続するほか、「地域に開かれた、オープンで居心地の良い店舗」をコンセプトに、窓口カウンターを全て撤去したカウンターレスの「コンサル店舗」に全面リニューアルするなど、より一層の商品・サービスの向上に取り組んでいます。

また、2024年5月には勘定系システムをBIPROGYのクラウド版「Bank Vision®」に更改しました。お客さまには伝票をご記入いただくことなく、行員のタブレット操作で完結する「伝票レス&オペレーションレス」取引に刷新されることで、ハード面のリニューアルに加え、これまで以上に快適に金融相談いただける未来の銀行店舗「コンサル店舗」が完成します。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

取締役頭取 松岡 健

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化のため内部留保にも意を用い  
つつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせ  
ていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当に 関する事項および その総額	当行普通株式1株につき金 <b>6.5円</b> 普通株式配当総額 <b>751,578,406円</b> 当行第四種優先株式1株につき金 <b>15円</b> 第四種優先株式配当総額 <b>150,000,000円</b> 配当総額の合計 <b>901,578,406円</b>
③ 剰余金の配当が 効力を生じる日	2024年6月28日

## 第2号議案

## 監査等委員でない取締役9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の一層の強化のため1名増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当行の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等	
1	まつ おか けん 松岡 健	1971年12月29日	取締役頭取	再任
2	ひら おか ひで お 平岡 英雄	1956年 2月14日	取締役会長	再任
3	やま おか やす ゆき 山岡 靖幸	1964年 1月27日	専務取締役営業統括部長	再任
4	おか だ ひろし 岡田 浩	1964年 1月 8日	専務取締役法人営業部長	再任
5	はた たに つよし 畑谷 剛	1965年 8月14日	常務取締役市場金融部長兼 市場事務部長	再任
6	やま した てい じ 山下 禎治	1966年11月15日	取締役周南地区統括部長兼 本店営業部長	再任
7	みず なが ただ のぶ 水永 忠伸	1967年12月17日	取締役人財サポート部長	再任
8	かわ むら ただ ゆき 河村 唯志	1969年 1月18日	取締役下関地区統括部長兼 下関支店長	再任
9	ふじ た かつ や 藤田 勝也	1965年10月14日	執行役員審査部長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者  
番号

1

まつ おか  
松 岡

けん  
健 (1971年12月29日生)

再任

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1995年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行	2010年5月	当行入行 当行執行役員総合企画部長
		2011年6月	当行取締役総合企画部長
2000年11月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社	2015年4月	当行常務取締役総合企画部長
		2018年4月	当行専務取締役総合企画部長
2002年11月	フューチャーフィナンシャルストラテジ一株式会社入社	2021年4月	当行専務取締役
		2022年4月	当行取締役頭取（現任）

**担当：**総合企画部、リスク統括部、システム部、業務推進部  
**所有する当行の株式の種類および数：**普通株式 80,594株

**取締役候補者とした理由**

代表取締役頭取、取締役会議長、経営企画部門、リスク管理部門、システム部門の担当役員の職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

2

ひら おか ひで お  
平 岡 英 雄

(1956年2月14日生)

再任

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1978年4月	当行入行	2009年6月	当行専務取締役経営企画本部長
2005年6月	当行取締役兼執行役員	2010年6月	当行取締役頭取
2008年6月	当行常務取締役経営企画本部長	2022年4月	当行取締役会長（現任）

**担当：**審査部、監査部

**所有する当行の株式の種類および数：**普通株式 187,521株

**取締役候補者とした理由**

取締役会長、内部監査担当役員の職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。



候補者  
番号

3

やま おか やす ゆき  
山 岡 靖 幸

(1964年1月27日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2013年10月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2009年6月	当行経営企画本部副本部長	2018年4月	当行取締役人事部長兼総務部長
2010年7月	当行人事部長兼総務部長	2020年6月	当行取締役営業統括部長
2012年10月	当行執行役員人事部長兼総務部長	2021年4月	当行常務取締役営業統括部長
2013年6月	当行取締役人事部長兼総務部長	2023年6月	当行専務取締役営業統括部長（現任）

担当：営業統括部、個人営業部、不動産ソリューション部、コンサルティング事業部  
所有する当行の株式の種類および数：普通株式 70,507株

#### 取締役候補者とした理由

取締役就任以降、人事総務管理等経営管理、営業推進部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

4

おか だ ひろし  
岡 田 浩

(1964年1月8日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2014年4月	当行執行役員周南地区統括部長兼本店営業部長
2001年4月	当行新下関支店長		
2006年7月	当行長門支店長	2018年4月	当行常務執行役員下関地区統括部長兼下関支店長
2010年4月	当行営業統括部長		
2011年4月	当行下関地区統括部長兼下関支店長	2020年6月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2013年10月	当行周南地区統括部長兼本店営業部長	2022年4月	当行常務取締役法人営業部長
		2023年6月	当行専務取締役法人営業部長（現任）

担当：法人営業部、メディカルサポート部  
所有する当行の株式の種類および数：普通株式 50,257株

#### 取締役候補者とした理由

取締役就任以降、地区統括部長兼支店長、法人営業部長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

5

はた たに  
畑 谷

つよし  
剛

(1965年8月14日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2015年6月	当行取締役コーポレート営業部長
2009年10月	当行営業本部副本部長	2019年4月	当行取締役宇都地区統括部長兼宇都支店長
2010年4月	当行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長	2021年4月	当行取締役市場金融部長
2010年10月	当行コーポレート営業部長兼東京事務所長	2023年4月	当行取締役市場金融部長兼市場事務部長
2013年4月	当行執行役員コーポレート営業部長	2023年6月	当行常務取締役市場金融部長兼市場事務部長(現任)

担当：市場金融部、市場事務部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 66,238株

#### 取締役候補者とした理由

取締役就任以降、地区統括部長兼支店長、市場金融部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

6

やま した てい じ  
山 下 禎 治

(1966年11月15日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2018年4月	当行取締役営業統括部長
2010年4月	当行福岡支店長	2020年6月	当行取締役人事部長兼総務部長
2013年4月	当行山口地区統括部長兼山口支店長	2021年4月	当行取締役人財サポート部長
2015年4月	当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長	2022年4月	当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長(現任)
2017年6月	当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長		

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 60,164株

#### 取締役候補者とした理由

取締役就任以降、営業推進部門、人事総務管理等経営管理担当役員、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

7

<sup>みず</sup> <sup>なが</sup> <sup>ただ</sup> <sup>のぶ</sup>  
水 永 忠 伸

(1967年12月17日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2017年4月	当行執行役員事務推進部長
2007年11月	当行玖珂支店長	2018年4月	当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長
2010年7月	当行営業統括部主任調査役		
2012年4月	当行事務推進部副部長	2022年4月	当行執行役員人財サポート部長
2013年4月	当行事務推進部長	2022年6月	当行取締役人財サポート部長（現任）

担当：人財サポート部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 24,755株

#### 取締役候補者とした理由

事務推進部門長や地区統括部長兼支店長の経験を通じ、幅広い業務経験を積んだことに加え、取締役就任以降、人事部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

8

<sup>かわ</sup> <sup>むら</sup> <sup>ただ</sup> <sup>ゆき</sup>  
河 村 唯 志

(1969年1月18日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2019年10月	当行個人営業部長
2009年6月	当行営業統括部主任調査役	2021年4月	当行執行役員個人営業部長
2011年10月	当行防府支店長	2022年4月	当行執行役員下関地区統括部長兼下関支店長
2014年4月	当行コーポレート営業部副部長兼東京事務所長	2023年6月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長（現任）
2016年4月	当行広島支店長		

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 24,233株

#### 取締役候補者とした理由

営業店業務や営業統括部門、個人営業部長の経験を通じ、幅広い業務経験を積んだことに加え、取締役就任以降、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者  
番号

9

\*<sup>ふじ</sup>藤<sup>た</sup>田<sup>かつ</sup>勝<sup>や</sup>也 (1965年10月14日生)

新任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2017年10月	当行審査部経営アドバイザーグループ 副部長
2009年6月	当行海田支店長		
2011年10月	当行営業統括部主任調査役	2019年2月	当行審査部副部長兼ソリューションサポ ート室長
2013年4月	当行営業統括部副部長		
2014年10月	当行新下関支店長	2019年7月	当行審査部管理部長兼ソリューションサ ポート室長
2017年1月	当行審査部副部長	2020年10月	当行審査部長
		2022年4月	当行執行役員審査部長（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 20,893株

#### 取締役候補者とした理由

当行内で、営業店業務、営業推進部門での幅広い業務経験を積んだことに加え、執行役員審査部長としての経験を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規則や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 取締役候補者の所有する当行の株式は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。藤田勝也氏を除く各取締役候補者の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、取締役候補者藤田勝也氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行行員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。本議案が可決され、藤田勝也氏が取締役に就任した場合には、西京銀行行員持株会の規約に基づき持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

**第3号議案****監査等委員である取締役4名選任の件**

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等	
1	<small>なむら こういちろう</small> 奈村 幸一郎	1962年1月27日	常勤監査等委員である取締役	再任
2	<small>いまだ たけお</small> 今田 武男	1949年5月16日	監査等委員である社外取締役	再任 社外
3	<small>さかもと まさき</small> 坂本 正喜	1957年2月16日	監査等委員である社外取締役	再任 社外
4	<small>すえなが ひさたけ</small> 末永 久大	1967年4月2日	監査等委員である社外取締役	再任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者  
番号

1

な むら こう いち ろう  
奈 村 幸一郎

(1962年1月27日生)

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2016年4月	当行取締役人事部長
2009年6月	当行経営企画本部副本部長	2017年10月	当行取締役人事部長兼総務部長
2010年4月	当行総合企画部企画部長	2018年4月	当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長
2011年4月	当行下松地区統括部長兼下松支店長		
2012年10月	当行執行役員審査部長	2021年4月	当行常務取締役周南地区統括部長兼本店営業部長
2013年6月	当行取締役審査部長		
2015年4月	当行取締役人事部長兼総務部長	2022年4月	当行取締役
		2022年6月	当行取締役(常勤監査等委員)(現任)

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 71,687株

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

地区統括部長兼支店長のほか、審査部門、人事部門等の担当部長、担当取締役を幅広く経験しており、自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識および経験を有していることから、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

2

いま だ たけ お  
今 田 武 男

(1949年5月16日生)

再任

社外

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年4月	山口県信用保証協会入協	2010年3月	山口県信用保証協会専務理事
2000年4月	山口県信用保証協会審査課長	2013年6月	全国信用保証協会厚生年金基金理事
2005年4月	山口県信用保証協会総務課長	2013年6月	全国信用保証協会健康保険組合理事
2008年3月	山口県信用保証協会常務理事	2015年6月	保証協会システムセンター株式会社監査役
2008年6月	保証協会システムセンター株式会社取締役	2019年6月	当行監査役
2008年6月	保証協会債権回収株式会社監査役	2020年6月	当行社外取締役(監査等委員)(現任)

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 10,964株

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山口県信用保証協会での職務経験や当行社外監査役としての職務経験を通じ、積極的かつ的確な監査等の実施を期待するに足る知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3

さか もと まさ き  
坂 本 正 喜

(1957年2月16日生)

再任

社外

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1979年4月	大蔵省入省	2013年4月	関東財務局長
2009年8月	財務省大臣官房参事官	2014年9月	弁護士登録（原・植松法律事務所入所）
2010年7月	東海財務局長	2015年4月	(株)整理回収機構 代表取締役専務
2011年7月	預金保険機構総務部長	2022年6月	当行社外取締役（監査等委員）（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 1,185株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

財務省等行政機関や弁護士、(株)整理回収機構代表取締役専務等の職務経験を活かし、積極的かつ的確な監査等の実施を期待するに足る知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

4

すえ なが ひさ たけ  
末 永 久 大

(1967年4月2日生)

再任

社外

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1998年4月	弁護士登録（大阪弁護士会北浜法律事務所入所）	2013年7月	山口県人事委員
		2015年4月	日本司法支援センター山口地方事務所副所長
1999年4月	経営法曹会議入会		
2000年9月	山口県弁護士会登録換（末永法律事務所入所）	2016年11月	山口商工会議所副会頭
		2020年4月	山口県弁護士会副会長
2008年4月	山口県弁護士会 副会長	2021年4月	山口県弁護士会会長
2010年4月	山口県弁護士会刑事弁護センター委員長	2022年6月	当行社外取締役（監査等委員）（現任）
		2023年4月	日本弁護士連合会副会長

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 889株

**監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

弁護士としての職務経験や山口県弁護士会会長等の経験を活かし、幅広い知見から、積極的かつ的確な監査等の実施を期待するに足る知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当行の株式は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。候補者4名の所有する当行の株式には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
3. 今田武男氏、坂本正喜氏および末永久大氏は、社外取締役候補者であります。
4. 今田武男氏、坂本正喜氏および末永久大氏は、現在、当行の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって今田武男氏が4年、坂本正喜氏と末永久大氏が2年となります。
5. 当行は、今田武男氏、坂本正喜氏、末永久大氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、今田武男氏、坂本正喜氏および末永久大氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、今田武男氏、坂本正喜氏、末永久大氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。



(ご参考)

## 取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

### 社内取締役

氏名	地位	経験を有する分野			
		経営戦略	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
松岡 健	取締役頭取（代表取締役）	○	○	○	○
平岡 英雄	取締役会長（代表取締役）	○	○	○	
山岡 靖幸	専務取締役	○		○	
岡田 浩	専務取締役	○		○	
畑谷 剛	常務取締役		○	○	
山下 禎治	取締役			○	
水永 忠伸	取締役			○	○
河村 唯志	取締役			○	
藤田 勝也	取締役		○	○	
奈村 幸一郎	取締役常勤監査等委員		○	○	

### 社外取締役

氏名	地位	特に期待する分野			
		企業経営	法務・リスク管理	財務・会計	DX・IT・システム
今田 武男	取締役監査等委員	○		○	
坂本 正喜	取締役監査等委員	○	○		○
末永 久大	取締役監査等委員	○	○		

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以上

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 〔主要な事業内容〕

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計33店舗で、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、保険商品の窓口販売業務等の銀行業務に取り組んでおります。

#### 〔金融経済環境〕

わが国の経済は、海外経済の減速の影響を受けつつも、企業収益は改善しており、雇用・所得環境についても緩やかな回復基調にあります。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、雇用者所得や個人消費を中心に緩やかな回復基調にあります。資源・原材料価格の動向、物価情勢や国際金融市場の動向が当地の金融経済に与える影響について引き続き注視していく必要があります。

#### 〔事業の経過及び成果〕

こうしたなか、当行では、「2兆円銀行を目指す！」をスローガンに地域シェアの拡大をさらに進め、存在感を増すことで、より地域のお役に立つ銀行を目指して活動した結果、当事業年度において預金残高は2兆円を突破し、中期経営計画最終年度（2025年3月期）の目標を1年前倒して達成するなど、次のような営業成績となりました。

預金は、主力商品である「年金定期預金」「退職金定期預金」に加え、「ACT SAIKYO応援定期預金」が法人・個人のお客さまに大変ご好評いただき、前事業年度末より1,316億円（6.99%）増加し、2兆130億円となりました。引き続き過去最高残高を更新し、前述のとおり、中期経営計画最終年度（2025年3月期）の残高目標2兆円を1年前倒して達成しました。

貸出金は、当地の事業環境を踏まえ、コロナ融資利用先への定期的な全社訪問による資金繰りバックアップや経営改善計画の策定等具体的な再生支援、各種補助金等申請サポートを通じた設備投資の後押しを継続しているほか、好調な預金を原資に個人のお客さまからの住宅取得ニーズに積極的に応えた結果、前事業年度末より1,374億円（8.74%）増加し、1兆7,096億円となりました。こちらも引き続き過去最高残高を更新し、同じく、中期経営計画最終年度の目標である1兆6,000億円を1年前倒して達成しました。

有価証券は、前事業年度末より1,254億円（41.48%）増加し、4,279億円となりました。米国金利の上昇や国内の金利政策見直し等により、期中、債券を中心に評価損が拡大する局面もありましたが、財務の健全性維持のために果敢な損失処理等を実施し、当期末における有価証券全体の評価損益は14億円とプラス圏を確保しました。

損益状況につきましては、経常収益は、市場金利の低位安定が長期化するなか、地元向けの積極的な貸出推進やインカム重視の有価証券運用により、前事業年度より32億50百万円（10.46%）増収し、343億10百万円となり、3期連続の増収となりました。

経常費用は、2024年5月稼働の勘定系システムの移行費用や、将来に備えた貸倒引当金の予防的な積増し等により、前事業年度より23億83百万円（10.33%）増加し、254億44百万円となりました。

以上により、経常利益は前事業年度より8億66百万円（10.82%）増益の88億65百万円、当期純利益も3億12百万円（5.72%）増益の57億80百万円となり、4期連続過去最高益を更新しています。

自己資本比率（国内基準）は、地元事業者や個人のお客さまからの資金ニーズに積極的にお応えしている結果、分母となるリスクアセットが増加したことに伴い、前期より0.34ポイント低下し、7.15%となりました。

#### [当行の対処すべき課題]

当行を取り巻く外部環境は、海外経済や資源・原材料価格の高騰に加え、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は地域の課題を解決するための取り組みを一層本格化させています。

具体的には、人口減少等による地域経済や市場の縮小が予想されるなか、新たな成長市場を海外に求める地元事業者さまへのコンサルティングを目的に、「海外進出サポート室」を新設しました。各種セミナーの開催による現地情報の提供や市場調査、視察を行うほか、現地法人の立ち上げから業務提携先現地金融機関の紹介による金融サービスの提供まで、徹底したサポート体制の整備・強化に取り組んでいます。

個人のお客さまに対しては、ご好評いただいている「年金定期預金」や「退職金定期預金」「ACT SAIKYO応援定期預金」の金利上乘せを継続するほか、「地域に開かれた、オープンで居心地の良い店舗」をコンセプトに、窓口カウンターを全て撤去したカウンターレスの「コンサル店舗」に全面リニューアルするなど、より一層の商品・サービスの向上に取り組んでいます。

また、2024年5月には勘定系システムをBIPROGYのクラウド版「Bank

Vision®」に更改しました。お客さまには伝票をご記入いただくことなく、行員のタブレット操作で完結する「伝票レス&オペレーションレス」取引に刷新されることで、ハード面のリニューアルに加え、これまで以上に快適に金融相談いただける未来の銀行店舗「コンサル店舗」が完成します。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預	金	1,633,026	1,709,727	1,881,463	2,013,094
	定期性預金	1,063,075	1,121,371	1,271,596	1,349,494
	その他	569,950	588,356	609,866	663,599
貸	出金	1,331,584	1,449,087	1,572,260	1,709,694
	個人向け	536,197	599,094	645,220	716,391
	中小企業向け	679,160	705,017	758,757	810,323
	その他	116,225	144,974	168,282	182,979
商品有価証券		43	8	19	—
有	価証券	247,269	304,324	302,451	427,918
	国債	56,213	72,147	55,303	143,363
	その他	191,055	232,177	247,147	284,555
総資産		1,871,935	2,221,622	2,140,937	2,453,937
内国為替取扱高		2,806,368	3,388,661	3,653,825	4,190,306
外国為替取扱高		百万ドル 256	百万ドル 181	百万ドル 57	百万ドル 19
経常利益		6,295	7,427	7,999	8,865
当期純利益		4,371	5,112	5,467	5,780
1株当たり当期純利益		35円74銭	42円15銭	45円97銭	48円68銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	591人
平 均 年 齢	38年0月
平 均 勤 続 年 数	14年9月
平 均 年 間 給 与	6,094千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
山 口 県	55 (6)
広 島 県	2 (—)
福 岡 県	4 (—)
国 内 計	61 (6)
海 外	— (—)
合 計	61 (6)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を20ヵ所設置しております。  
営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

#### ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

#### ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

#### ニ. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,503
---------	-------

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	2,211
本社移転	675

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。なお、投資の主な内容は勘定系基幹システムや情報系システムへの投資であります。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	500百万円	100.00%	—
株式会社 エス・ケイ・ベンチャーズ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	ベンチャーキャピタル 業務	100百万円	100.00%	—
株式会社西京システムサービス	山口県周南市平和通一丁目10番の2	情報処理受託管理業務	50百万円	100.00%	—
投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド	山口県周南市平和通一丁目10番の2	地元企業等の創業等支援業務	1,300百万円	—%	—

(注) 1. 当行の連結される子会社等は4社であります。  
2. 西京カード株式会社(2023年10月2日にMIRAI株式会社に商号変更)は、2023年10月2日付で当行が保有する同社の全株式をJトラスト株式会社へ譲渡したことから、連結される子会社等から除外しております。

## 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信

用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連575（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

3. 第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(2023年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
松 岡 健	取締役頭取（代表取締役） 総合企画部、リスク統括部、 システム部、業務推進部担当	—	—
平 岡 英 雄	取締役会長（代表取締役） 審査部、監査部担当	—	—
山 岡 靖 幸	専務取締役 営業統括部長（委嘱） 営業統括部、個人営業部、 不動産ソリューション部 コンサルティング事業部担当	—	—
岡 田 浩	専務取締役 法人営業部長（委嘱） 法人営業部、メディカルサポート部担当	—	—
畑 谷 剛	常務取締役 市場金融部長兼市場事務部長（委嘱） 市場金融部、市場事務部担当	—	—
山 下 禎 治	取締役 周南地区統括部長兼本店営業部長	—	—
水 永 忠 伸	取締役 人財サポート部長（委嘱） 人財サポート部担当	—	—
河 村 唯 志	取締役 下関地区統括部長兼下関支店長	—	—
奈 村 幸 一 郎	取締役 常勤監査等委員	—	—
今 田 武 男	取締役（社外取締役） 監査等委員	—	—
坂 本 正 喜	取締役（社外取締役） 監査等委員	—	—
末 永 久 大	取締役（社外取締役） 監査等委員	弁護士法人末永法律事務所代表	—

(注) 1.取締役奈村幸一郎は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。

2.当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

末 田 義 明	上席執行役員	メディカルサポート部長
藤 田 勝 也	執行役員	審査部長
平 本 浩 一	執行役員	山口地区統括部長兼山口支店長兼県庁支店長
岡 田 一 夫	執行役員	宇部地区統括部長兼宇部支店長
田 村 健 児	執行役員	コンサルティング事業部長
蕪 竹 昌 弘	執行役員	不動産ソリューション部長



## (2) 会社役員に対する報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	8人	326 ( - )
取 締 役 (監査等委員)	4人	37 ( - )
計	12人	363 ( - )

(注) ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

### ②業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

### ③非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

### ④取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額3,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額600万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名（うち、社外取締役4名）です。

### ⑤役員報酬の内容の決定に関する方針等

当行は取締役会において役員報酬規程（2007年7月27日制定、2020年6月26日最終改定）を定め、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該役員報酬規程に基づき支払われるものであること及び支給総額が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内になることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各監査等委員でない取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査等委

員である取締役への配分は監査等委員である取締役の協議で決定しております。役員の報酬は、①従業員給与の最高額、②過去の同順位の役員の支給実績、③銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12ヵ月で除した金額と定めています。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

#### ⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役頭取松岡健（総合企画部、リスク統括部、システム部、業務推進部担当）に対し監査等委員でない各取締役報酬額の決定について一任しております。これは、役員報酬規程に基づき、前年度の従業員給与の最高月額に規程で定められた乗率を掛けて決定されるものであることから恣意性が排除されているためであります。

#### (3) 責任限定契約

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

#### (4) 補償契約

該当事項はありません。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
末 永 久 大	弁護士法人末永法律事務所代表

(注) 当行と末永久大氏が兼職する法人との間には通常の銀行取引（預貸金取引）があります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
今 田 武 男 (社外取締役 監査等委員)	4年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	金融関係業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査および助言・提言を行っております。
坂 本 正 喜 (社外取締役 監査等委員)	1年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	財務省等行政機関や弁護士、(株)整理回収機構代表取締役専務としての職務経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査および助言・提言を行っております。
末 永 久 大 (社外取締役 監査等委員)	1年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	弁護士としての職務経験や山口県弁護士会会長等の経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査および助言・提言を行っております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	12 (－)	－

(注) ( ) 内は、報酬以外の金額であります。

#### 4. 当行の株式に関する事項

##### (1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	297,000千株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	10,000千株
	第五種優先株式	10,000千株
	第六種優先株式	10,000千株
	第七種優先株式	10,000千株
発行済株式の総数	普通株式	115,967千株
	(うち自己株式	339,597株)
	第四種優先株式	10,000千株

##### (2) 当年度末株主数

普通株式	6,524名
第四種優先株式	129名

##### (3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社合人社グループ	2,900千株	2.50%
西京銀行行員持株会	1,934	1.67
日本国土開発株式会社	1,900	1.64
富士通株式会社	1,636	1.41
損害保険ジャパン株式会社	1,618	1.39
株式会社エスファイナンス	1,573	1.36
岡田 幹 矢	1,500	1.29
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,251	1.08
株式会社バルコム	1,214	1.04
株式会社広島銀行	962	0.83

#### 第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
朝日生命保険相互会社	1,000千株	10.00%
中国総合信用株式会社	1,000	10.00
アイザワ証券グループ株式会社	530	5.30
株式会社社長府製作所	500	5.00
株式会社ACTコンサルティング	375	3.75
東ソー株式会社	300	3.00
株式会社トクヤマ	300	3.00
株式会社RoboHome	300	3.00
徳機株式会社	200	2.00
赤坂印刷株式会社	200	2.00
山口放送株式会社	200	2.00
カワノ工業株式会社	200	2.00
株式会社えんホールディングス	200	2.00
株式会社ビジネスアシスト	200	2.00
長州産業株式会社	200	2.00
岐山化工機株式会社	200	2.00

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 株式会社ACTコンサルティングは株式会社ほけんeye西京が2023年4月1日付にて社名変更したものです。

#### (4) 役員保有株式

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 小松 亮一 指定有限責任社員 山村 幸也	39	—

- (注) 1. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は41百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をしております。
4. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項  
当行の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、必要に応じて経営執行部門及び会計監査人から事情を聴取のうえ、監査等委員会の決議をもって、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

# 第116期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	287,441	預金	2,013,094
現金	13,788	当座預金	33,605
預け	273,652	普通預金	617,826
買入金銭債権	1,024	貯蓄預金	9,761
金銭の信託	4,022	定期預金	1,349,464
有価証券	427,918	定期積金	30
国債	143,363	その他の預金	2,405
地方債	91,418	コーポレートマネー	21,000
社債	76,539	債券貸借取引受入担保金	41,853
株式	14,181	借入金	273,700
その他の証券	102,415	借入	273,700
貸出金	1,709,694	その他の負債	11,442
割引手形	1,184	未決済為替借	205
手形貸付	14,024	未払法人税等	1,169
証書貸付	1,550,613	未払費用	4,763
当座貸越	143,872	前受取	396
外国為替	453	給付補填備金	0
外国他店預け	453	金融派生商品	592
その他の資産	13,484	リース債務	34
未決済為替貸	288	資産除去負債	68
前払費用	803	その他の負債	4,211
未収収益	2,452	退職給付引当金	74
金融派生商品	1,698	睡眠預金払戻損失引当金	211
その他の資産	8,242	偶発損失引当金	157
有形固定資産	11,398	再評価に係る繰延税金負債	790
建物	3,685	支払承諾	778
土地	6,953	負債の部合計	2,363,102
リース資産	34	(純資産の部)	
建設仮勘定	67	資本金	28,497
その他の有形固定資産	658	資本剰余金	20,071
無形固定資産	5,673	資本準備金	20,071
ソフトウェア	542	利益剰余金	38,964
ソフトウェア仮勘定	5,098	利益準備金	2,266
その他の無形固定資産	32	その他利益剰余金	36,697
前払年金費用	192	別途積立金	2,832
繰延税金資産	1,327	繰越利益剰余金	33,865
支払承諾見返	778	自己株式	△135
貸倒引当金	△9,473	株主資本合計	87,398
資産の部合計	2,453,937	その他有価証券評価差額金	1,068
		繰延ヘッジ損益	818
		土地再評価差額金	1,548
		評価・換算差額等合計	3,436
		純資産の部合計	90,834
		負債及び純資産の部合計	2,453,937

# 第116期 ( 2023年4月1日から 2024年3月31日まで ) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常		34,310
資	運	27,072	
貸	出	21,152	
有	証	4,887	
コ	ル	0	
債	券	114	
預	借	211	
金	取	701	
そ	の	5	
役	他	3,927	
受	の	320	
そ	の	3,607	
国	他	1,395	
金	等	959	
そ	の	336	
株	の	99	
金	の	1,915	
そ	の	1,140	
株	の	236	
金	の	538	
そ	の	25,444	
資	調	4,652	
預	金	2,297	
讓	性	0	
コ	マ	△ 26	
債	取	1,946	
金	ワ	435	
そ	の	0	
役	他	4,756	
支	為	1	
そ	の	4,755	
外	他	2,754	
商	為	399	
国	有	0	
営	等	2,355	
そ	の	11,226	
貸	業	2,053	
株	他	1,550	
株	引	106	
金	等	51	
そ	の	87	
の	の	258	
常	の	8,865	
別	の	538	
定	の	12	
固	資	208	
減	損	317	
関	社	8,327	
引	株	2,556	
税	期	△ 9	
法	税	2,547	
法	等	5,780	
法	純		
当	利		



(2024年3月31日現在) **連結貸借対照表**

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	287,441	預 金	2,012,451
買入金銭債権	1,172	コールマネー及び売渡手形	21,000
金銭の信託	4,022	債券貸借取引受入担保金	41,853
有価証券	427,317	借 用 金	273,700
貸 出 金	1,709,983	そ の 他 負 債	11,484
外国為替	453	退職給付に係る負債	329
その他の資産	13,492	睡眠預金払戻損失引当金	211
有形固定資産	11,400	偶発損失引当金	157
建物	3,684	再評価に係る繰延税金負債	790
土地	6,953	支 払 承 諾	778
リース資産	34	負債の部合計	2,362,756
建設仮勘定	67	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	660	資 本 金	28,497
無形固定資産	5,659	資 本 剰 余 金	20,130
ソフトウェア	539	利 益 剰 余 金	39,177
ソフトウェア仮勘定	5,087	自 己 株 式	△ 135
その他の無形固定資産	32	株 主 資 本 合 計	87,670
繰延税金資産	1,468	その他有価証券評価差額金	1,068
支払承諾見返	778	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	818
貸倒引当金	△ 9,637	土 地 再 評 価 差 額 金	1,548
資産の部合計	2,453,553	退職給付に係る調整累計額	△ 309
		その他の包括利益累計額合計	3,126
		純資産の部合計	90,797
		負債及び純資産の部合計	2,453,553

( 2023年4月1日から ) 連結損益計算書  
 ( 2024年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		33,994
資金運用収益	26,490	
貸出金利息	21,119	
有価証券利息配当金	4,309	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
債券貸借取引受入利息	114	
預け金利息	211	
その他の受入利息	734	
役員取引等収益	4,180	
その他の業務収益	1,395	
その他の経常収益	1,927	
その他の経常収益	1,927	
経常費用		25,674
資金調達費用	4,652	
預金利息	2,297	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー及び売渡手形利息	△ 26	
債券貸借取引支払利息	1,946	
その他の支払利息	435	
役員取引等費用	4,827	
その他の業務費用	2,754	
営業経費用	11,239	
その他の経常費用	2,199	
貸倒引当金繰入額	1,588	
その他の経常費用	610	
経常利益		8,319
特別利益		2
関係会社株式売却益	2	
特別損失		220
固定資産処分損失	12	
減損損失	208	
税金等調整前当期純利益		8,101
法人税、住民税及び事業税	2,571	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		2,569
当期純利益		5,531
親会社株主に帰属する当期純利益		5,531

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 西京銀行  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西京銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社 西京銀行  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松 亮一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山村 幸也 印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西京銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 西京銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 奈村幸一郎 ㊟

監査等委員 今田武男 ㊟

監査等委員 坂本正喜 ㊟

監査等委員 末永久大 ㊟

(注) 監査等委員 今田武男、坂本正喜及び末永久大は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂  
山口県周南市平和通一丁目10番の2  
TEL (0834) 31-1211



### 交通のご案内

- 最寄りの駅 JR徳山駅
- 受付にピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。

#### 《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。